静岡市少年少女消防クラブ規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 このクラブは、静岡市少年少女消防クラブと称する。

(事務局)

第2条 このクラブの事務局は、静岡市駿河区南八幡町 10番 30号、静岡市消防局消防 部予防課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 このクラブは、少年少女に防火の知識及び技術等の習得並びに明朗かつ健康な 心身の育成を図り、併せて地域社会における火災予防思想の普及に寄与することを目 的とする。

(事 業)

- 第4条 このクラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 少年少女消防クラブとして必要な防災教育
- (2) 火災予防に関する広報活動
- (3) その他必要な事項
- 2 前項の具体的な執行は、第5条第1項のクラブ等の代表者の決定によって行う。

第3章 組 織

(組 織)

- 第5条 クラブ員は、7歳以上15歳以下の少年少女が所属する小学校、中学校及び子供会等の団体をもって編成し、その指導者及び育成にあたる成人を含めそれぞれの団体で一単位クラブを構成する。
- 2 このクラブに、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

- (1) 会長、副会長は、委員の中から選出する。
- (2) 委員は、各団体の代表者をもってあてる
- (3) 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 会長は、このクラブの会務と育成指導の任務を統括する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- (6) このクラブに、顧問を置くことができる。
- (7) 顧問は、各委員が推薦したクラブ指導者等の中から委員会に諮り、会長がこれを委嘱する。
- (8) 顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。
- (9) 一クラブしか所属していない場合には、そのクラブ内において会長、副会長 を選出する。

(事務局職員)

- 第6条 事務局に、次の職員を置く。
- (1) 事務局長 1名
- (2) 書記 若干名
- 2 事務局長は、静岡市消防局消防部予防課長の職にある者をもってあて、書記は、同 課の職員をもってあてる。
- 3 事務局長及び書記は、会長の命を受け必要な事務処理を行う。

第4章 会 議

(会 議)

- 第7条 会議は、委員会とし、必要の都度会長がこれを招集し、その過半数の同意によって決議事項を決定する。
- 第8条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(審議事項)

- 第9条 委員会は、次の事項を審議し、議決する。
- (1)活動計画に関すること
- (2) 役員の選任、解任に関すること
- (3) 規約の改廃に関すること
- (4) その他必要事項

第5章 運営指導機関及び指導者

(運 営)

第10条 このクラブの事業及び運営については、静岡市幼少年女性防火委員会の指導を受ける。

(指導者)

第11条 クラブ指導者は、第5条第1項の団体の長、教諭、保護者等及び消防職員を もってあてる。

第6章 会 計

(経費)

第12条 このクラブの経費は、静岡市幼少年女性防火委員会予算から支弁する。 (会計年度)

第7章 雜 則

(入 会)

第13条 このクラブに入会しようとする者は、委員会に申入れ、その承認を得ることと する。

(退 会)

第14条 このクラブを退会しようとする者は、委員会に申し出ることとする。

(委 任)

第15条 この規約に定めるものの他、この会務の執行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。 [44][

この規約は、平成18年4月1日から施行する。 附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

静岡市クラブ会長様

届出者 所在地

名 称

代表者 印

静岡市 クラブ入会届出書

団体の名称	
団体の代表者	
団体の所在地	
責任者氏名	
電話番号	
ク ラ ブ 員 数 ※	

[※] クラブ員は、学年及び年齢別に記入すること。

静岡市クラブ会長様

届出者 所在地

名 称

代表者 印

静岡市 クラブ退会届出書

団体の名称	
団体の代表者	
団体の所在地	
ク ラ ブ 員 数 ※	

[※] クラブ員は、学年及び年齢別に記入すること。